

## 第三問

(満点 100点)

第四問とあわせ 時間 2時間

**問1** 資産会計について、次の(1)から(3)に答えなさい。

- (1) 固定資産の減損損失、臨時償却、および臨時損失の相違点について述べなさい。
- (2) 固定資産に係る減損処理後の会計期間において、収益性が回復した場合の減損損失の戻入れについて説明しなさい。
- (3) 事業用固定資産について、<sup>1</sup> 通常は評価替を行わない理由、<sup>2</sup> 特定の場合に減損処理が必要となる理由を述べなさい。

**問2** A社が販売活動で使用する什器備品はリース契約によっている。契約内容に照らし、当該リースは所有権移転外ファイナンス・リース取引と認定された。そこで、A社は賃貸借処理を採用し、当期の財務諸表において以下のような注記を行っている。

(単位：千円)

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	<u>什器備品</u>		
取得価額相当額	48.000		
減価償却累計額相当額	9.600		
期末残高相当額	<u>38.400</u>		
b. 未経過リース料期末残高相当額			
	<u>1年以内</u>	<u>1年超</u>	<u>合計</u>
未経過リース料期末残高相当額	8.766	31.171	39.937
c. 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	12.000		
減価償却費相当額	9.600		
支払利息相当額	3.937		
d. 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。			
e. 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっている。			

次の(1)から(4)に答えなさい。

- (1) 「リース取引に係る会計基準」は、所有権の移転にかかわらず、ファイナンス・リース取引について、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを求めている。ファイナンス・リース取引について、このような会計処理が求められる理由を説明しなさい。
- (2) A社において、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理が適用された場合、当期末の貸借対照表に計上される資産および負債の勘定科目と金額を示しなさい。
- (3) 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとき、賃貸借処理を行う場合と比べ、A社の当期の損益計算書で経常損益を算定するまでの区分損益計算において、どのような違いが生ずるのか、具体的に数値を示して説明しなさい。
- (4) 賃貸借処理を行う場合に上掲のような注記を義務付けていることは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合と同等の情報を提供しようとするためである。注記情報を加味した場合、A社の経営成績と財政状態およびキャッシュ・フローの状況に与える影響を具体的に説明しなさい。